

日南町LED防犯灯設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防犯灯を設置し、将来にわたり維持管理を行うことができる自治会、地域まちづくり協議会（以下「まち協」という。）に対して補助金を交付することにより、防犯灯の普及を促進し、もって夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯灯」とは犯罪防止と地域の安全のため、必要と認められる場所に設置されたLEDの照明灯をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、防犯灯を新たに設置または器具の取替をした自治会、まち協に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は予算の範囲内とし、補助金の額は設置に要した経費の50%に相当する額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額とする。ただし、1灯あたりの補助金上限額は次のとおりとする。

(1) 器具のみ（電柱などに取付けるタイプ）20,000円

(2) 支柱込み（基礎から工事するタイプ）60,000円

(申請の手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下、「補助事業者」という。）は、施工前に防犯灯設置補助金申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査後に適当と認めるときは、防犯灯設置補助金交付決定通知（様式第2号）で通知する。

(実績報告)

第7条 補助事業者は施工が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、成果を記載した防犯灯設置補助金実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は前条の実績報告の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類審査、必要に応じて実地検査を行い、補助金の額を確定し、補助事業者に防犯灯設置補助金額確定通知（様式第4号）で通知する。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、町長に防犯灯設置補助金交付請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は前条の規定により適法な請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する

ものとする。

(補助金の交付交付決定の取消等)

第 11 条 町長は補助事業者が不正な方法により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第 12 条 補助事業者は当該補助金で設置した防犯灯を町長の承認を受けないで設置の目的に反して使用し、又は譲渡、交換、貸付してはならない。

(設置後の維持管理)

第 13 条 防犯灯設置後の維持管理費は、当該防犯灯を設置した者の負担とする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。